外国人が安心して医療を受けられる ための環境とは

甲南女子大学看護リハビリテーション学部 教授 中村 安秀



1 新型コロナウイルスが世界を変 えた

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)が 蔓延する前と後では、世界の景色が激変した。

中国で新型コロナウイルス感染が発生し、 武漢で都市封鎖が行われた2020年1月23日から世界はコロナを基軸に回り始めた。住民の 厳しい外出制限、生活必需品販売店以外の多 くの店舗の営業停止、公共交通機関や空港、 高速道路の閉鎖など、世界で最も人権意識の 高い欧米先進国が武漢と同じような都市封鎖 と外出禁止を実行し、国境を閉ざしたことは 大きな驚きだった。

日本も遅ればせながら、海外との人的な交流を遮断する政策に切り替えた。日本政府観光局(JNTO)によれば、訪日外国人数は2020年4月が2,900人、5月が1,700人と、前年同月比で99.9%の減少となった。ほとんど前例のない急激な外国人観光客の減少は大きく報道された。

実は、2019年は、在留外国人数および訪日 外国人数が、過去最高を記録した年であった (表1)。JNTOによれば、訪日外国人数は3,188 万人にのぼり、これだけ多くの外国人が日本 列島を訪問したのは有史以来はじめてだった。 国籍別には、中国、韓国、台湾、香港という 上位4か国のアジア圏だけで全体の70.1%を 占めていた。また、法務省出入国管理庁によ れば、在留外国人数は2019年末には293万人に のぼり、過去最高であった。国籍別には、中国、 韓国、フィリピン、ブラジルという国々に加え、 ベトナム、ネパール、インドネシアなどが急 増している。上位10か国で全体の85.5%を占 めていた。新型コロナウイルス感染による在 留外国人数の推移については、まだ状況が判 明していない部分もあるが、母国の空港閉鎖 や航空便の途絶などにより、帰国したくても 帰れなかった外国人も少なくないと推察され ている。

東京オリンピック・パラリンピックの開催が延期されたというだけでなく、インバウンド医療の最盛期を新型コロナウイルス感染症が直撃したかたちとなった。一方、外国人医療の視点からは、訪日外国人とは対照的に、新型コロナウイルス感染症のもとで、日本にとどまってくれている在留外国人の医療に注

表 1 過去最高の在留外国人数と訪日外国人数(2019年)

	在留外国人数			訪日外国人数		
	総数	2,933,137	100.0%	総数	31,882,049	100.0%
1	中国	813,675	27.7%	中国	9,594,394	30.1%
2	韓国	446,364	15.2%	韓国	5,584,597	17.5%
3	ベトナム	411,968	14.0%	台湾	4,890,602	15.3%
4	フィリピン	282,798	9.6%	香港	2,290,792	7.2%
5	ブラジル	211,677	7.2%	米国	1,723,861	5.4%
6	ネパール	96,824	3.3%	タイ	1,318,977	4.1%
7	インドネシア	66,860	2.3%	豪州	621,771	2.0%
8	台湾	64,773	2.2%	フィリピン	613,114	1.9%
9	米国	59,172	2.0%	マレーシア	501,592	1.6%
10	タイ	54,809	1.9%	ベトナム	495,051	1.6%
	その他	424,217	14.5%	その他	4,247,298	13.3%

^{*}在留外国人数(法務省出入国管理庁)は2019年末現在のデータ。

^{*}訪日外国人数は日本政府観光局(JNTO)の2019年1月-12月の累計。

ほとんど日本語なので、感染が疑われたとき にどこに行けばいいのかわからなかったとい うアジア系の住民がいた。

そのような流動的かつ不確実な時代であることを認識したうえで、日本におけるグローバル医療の課題について、2020年2月に全国市町村国際文化研修所で開催された研修『外国人が安心して医療を受けられるための環境整備』に基づいて考えていきたい。

なお、日本の医療現場において、問題となるのは国籍ではない。外国籍の方でも、日本に長年暮らし、日本語での日常会話にまったく不自由しない人もいる。医療現場では日本語が通じないことが問題になるので、英語圏での表現を援用すれば、「Limited Japanese Proficiency(LJP)」(日本語能力に制限がある人々)という表現が最も実態に即している。このLJPの適切な訳語を探しており、『語難』患者という呼称も一つの候補である。本稿では、以後も外国人という用語を使うが、国籍を問うのではなく、日本語能力が十分でないLJPの方々を指している。

2 外国人医療に関する最近の動向

日本において外国人に対する医療が大きな課題となったのは、「難民の地位に関する条約 (難民条約)」を批准した1981年であった。種々の議論の末、1982年から国民健康保険と国民年金の国籍条項は撤廃された。その後、長い間、政府として外国人を対象とした包括的な保健医療政策は実施されず、HIV/エイズ対策、結核対策、母子保健対策という個々の保健医療サービスの枠の中での対応が行われていた。

大きな分岐点となったのは、2011年であった。経済産業省が中心となり、Medical Excellence JAPAN (MEJ) が設立され、日本の医療サービスのパッケージ輸出やジャパン・インターナショナル・ホスピタルズの選定などが行われた。また、厚生労働省では、「外国人患者受入れのための病院用マニュアル」が2011年に公表され、2012年に「外国人患者受入れ医療機関認証制度(JMIP)」を開始した。2014年に「医療機関における外国人患者受入れ環境整備事業」を開始し、医療通訳育成カリキュラムの制定、医療通訳テキストの発行、

外国人患者向け説明資料の標準化を行った1)。

一方、海外からの医療ツーリズムの患者を 視野に入れ、国際的な病院認証制度である Joint Commission International (JCI: 国際 医療機関評価委員会)を取得する病院も増 加している。学術団体としては、全国の主 要病院の国際診療部が中心となり国際臨床 医学会が2016年に設立され、インバウンド医 療、アウトバウンド医療、グローバル医療に 関する教育などの充実を目指している。民 間企業においても、ICT (Information and Communication Technology:情報通信技術) を駆使し、テレビ電話、タブレット端末、スマー トフォンなどを使った翻訳ソフトや会話ソフ トなどが実用化されている。また、電話およ び派遣による医療通訳システムを提供する民 間企業も増えている。

3 外国人が安心して受診できる病院・クリニック (表2)

外国人といっても、日本に長年暮らし、日本語での日常会話に不自由しない人もいる。また、観光ではじめて日本に到着したその日に、急病で救急外来を受診することになった人もいる。基本的には、外国人の権利と密接に関係しているビザの状況を把握することが重要である。そのうえで、日本の医療文化をおしつけることなく、わかりやすい日本語を使うことを念頭に置いて、双方向のコミュニケーションを図ることが求められている」。

まず、多言語による問診票や文書の作成を 準備しておく必要がある。診療場面では、き ちんとした問診を取ることが非常に大切であ る。基本的な問診項目は、無理に会話で聞き 出すよりも、あらかじめ作成しておいたチェッ クリストに記入してもらうほうが時間の節約 にもなる¹¹。「多言語医療問診票」は日本語と 併記されているので、非常に使いやすい。また、 厚生労働省が作成した「外国人向け多言語説 明資料」は日本語と併記され、EXCELやワー ドでダウンロードできるようになり、医療現 場で非常に使いやすくなった(表3)。

医薬品や予防接種など保健医療にかかわる 情報が、ウェブ上から入手できるようになっ ている。医薬品の説明を口頭で行うだけでは

特集/研修紹介 研修 2 外国人が安心して医療を受けられるための環境整備

表2 外国人が安心して受診できる病院・クリニック¹⁾

- 1 多言語による問診票・文書の作成 (全国版のものを当該医療機関用に援用した ものを準備する)
- 2 多言語・多文化経験をもつ職員の雇用 (青年海外協力隊・NGO経験者などを優先的 に採用する)
- 3 多文化対応研修 (医師・看護師・医療スタッフ・事務職などを 対象に年に1回は実施する)
- 4 医療チームの一員としての医療通訳士(常勤、派遣、遠隔) (医療通訳士に対する適正な報酬と働き方支援を行う)

不十分であり、多くの外国人は説明文書を望んでいる。日本で販売されている医薬品の英語による服薬指導説明書はすでに10,000種類以上にのぼるが、それらの情報が簡単にダウンロードできることを知っている医療者は少ない。

次に、多言語多文化経験をもつ職員の雇用 を積極的に行うべきである。青年海外協力隊 やNGO経験者などである。たとえば、ネパー ル語が話せる助産師、ベトナム語が理解できる理学療法士などは、グローバル医療が展開するなかできっと病院に大きな貢献をしてくれるに違いない。また、災害時に電気や水道が途絶した際に、アジアやアフリカでの経験をもつ保健医療者が活躍したという事例もある。日本国内だけでなく多様な経験をもつ人材を抱えておくことは、保健医療機関としてのセイフティ・ネットにもつながる。

続いて、多文化対応研修の必要性を強調したい。現在病院で勤務するスタッフが学生時代に教育を受けた時期には、このように多くの外国人が日本の病院を受診するとは考えられていなかった。一方、アメリカ合衆国では1990年代から多文化医療のテキストがあり、医学や看護の実習でイスラム圏やアジアからの患者対応といったテーマで教育を行っていた。その意味では、現在の日本の保健医療スタッフにとって外国人医療が苦手なのも仕方ない面がある。だからこそ、医師・看護師・医療スタッフ・事務職などを対象とした多文化対応研修を積極的に実施していく姿勢が求められている」。

表3 外国人診療に役立つウェブサイト・冊子1)

多言語医療問診票 (国際交流ハーティ港南台、かながわ国際交流財団)

http://www.kifjp.org/medical/

内科、眼科、小児科など11の診療科に対応した問診票がダウンロードできる。英語、中国語、スペイン語、韓国朝鮮語、タガログ語、タイ語、ペルシャ語、ポルトガル語、インドネシア語、ラオス語、ロシア語、ドイツ語、フランス語、ベトナム語、カンボジア語、クロアチア語、アラビア語、ネパール語(18言語)に対応。

外国人向け多言語説明資料 (日本医療教育財団:厚生労働省)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou irvou/irvou/kokusai/setsumei-ml.html

院内でよく使われる同意書(手術、麻酔、CT検査など)や高額医療費制度や出産一時金などについて、英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語版(5言語)で日本語と併記された説明文書になっている。PDFだけでなく、ワードやEXCELでダウンロードできるので、使い勝手が非常によくなった。

日本医薬情報センター (JAPIC) 海外添付文書情報

http://www.japic.or.jp/di/navi.php?cid=1

医薬品に関する医学・薬学の国内外における有用な情報を収集提供している。米国、英国、フランス、オランダ、カナダ、EU、メキシコなど海外の医薬品の添付文書の情報はこのホームページからリンクできる。

くすりの適正使用協議会(英語版「くすりのしおり」: Drug Information Sheet)

https://www.rad-ar.or.jp/siori/english/index.html

日本で販売されている医薬品のうち、10,000種類以上については、すでに患者向けの英語版の服薬指導が作成されている。外国人患者は、口頭での説明ではなく、文書による医薬品の説明を強く望んでいる。

予防接種予診票 (予防接種リサーチセンター)

http://www.yoboseshu-rc.com/index.php?id=8

「予防接種と子どもの健康 2020年度版」と予診票がダウンロードできる。本文は、英語、韓国語、中国語、ベトナム語、スペイン語、ポルトガル語、タイ語、インドネシア語、タガログ語、ネパール語の10言語。予診票は上記に加えて、アラビア語、イタリア語、ドイツ語、フランス語、モンゴル語、ロシア語(計16言語)に対応している。

外国語版母子健康手帳(母子衛生研究会)

日本語と併記された母子健康手帳。無料で配布している自治体もあるが、個人や医療機関からは有料(1冊あたり800円+税)で注文することができる。英語、ハングル、中国語、タイ語、インドネシア語、タガログ語、ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語(9言語)が発行されている。

4 プロフェッショナルな医療通訳 十に対するニーズ

いま、外国人の多い病院では、患者の親戚や友人で日本語のできる人が通訳することは少なくない。また、外国語に堪能な日本人がボランティアとして通訳を手伝うこともある。しかし、日本で暮らす外国人の在住期間が長くなるにつれ、がんや心臓病といった専門知識が求められる疾患に罹患することが多くなってきた。外来診療や入院病棟での病歴、主訴、診断告知、治療方針などの正確な説明や、手術やがん告知などのインフォームド・セントのことを考えると、相手国の言葉を話せる人に通訳をお願いするという通訳ボランティアの発想では対処できないことは自明である²⁾。

医療通訳士を必要としているのは、病院だけではない。2009年に施行された「乳幼児家庭全戸訪問調査(こんにちは赤ちゃん事業)」では、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を専門家が訪問することになっている。しかし、日本語の理解できない外国人母親の場合は、医療通訳者が同伴しないとこの事業は成立しない。

2010年の全国の児童相談所に対する児童虐待事例の調査では、164施設から1,111例の事例があげられ、そのうちの52%が父日本人・母外国人の家庭であった。外国人の親が虐待者である場合に、通訳者サービスを十分に活用できていない児童相談所が少なくなかった³⁾。母子保健分野、感染症対策、福祉分野においても、プロフェッショナルな医療通訳者を介したコミュニケーション支援が必要なのである。

5 海外での医療通訳士の活躍

多文化共生の長い経験をもつ西洋諸国では、医療の現場において言語ができない人に対するコミュニケーションに関して長い歴史をもっている。病院の中で医療チームの一員として活躍する通訳士、あるいは、教育や福祉などの現場とも連携しつつ、コミュニティ通訳という形で保健医療に関する通訳を行うなど、形態は国により大きく異なる。しかし、多くの国では、医療通訳をめぐる法的整備が

行われている。

その基本にあるのは、医療通訳者はグローバルな医療環境で必須の存在であるという認識である。外国人患者と十分な言語コミュニケーションをとることは、患者の権利であると同時に、プロフェッショナルな医療通訳士は保健医療者をリスクから守る手段であると考えられている。

アメリカ合衆国では、2000年に大統領令13166号が発出され、「政府から補助金を受け取っている医療機関は、無料で通訳を用意する義務がある」とされた。英語ができない患者であるLimited English Proficiency (LEP)は無料で医療機関に通訳サービスを求める権利があることを宣言した40。その後、多くの病院では医療通訳士が雇用されたが、近年は遠隔通訳(remote interpreting)が主体になっている。通訳派遣会社と契約することにより、院内に多言語の通訳者を雇用する必要がなく、TV電話通訳システムを使って数十の言語に対応するシステムを備える病院が増えてきた(写真1)。医療者側にとっても通訳者の到着を待つ必要がなく、即時に対応ができるという利





写真 1 カリフォルニア大学サンフランシスコ校(UCSF)の遠隔通訳 システム(上:三者通話ができる電話、下:TV会話システム)

特集/研修紹介 研修 2 外国人が安心して医療を受けられるための環境整備

点がある。

韓国では、新しい成長産業としての医療ツー リズムに着目し、2009年より国家戦略として 医療通訳士の養成を開始した。韓国保健福祉 家族部(日本の厚生労働省に相当する)と韓 国外国語大学が協力し、6か月間にわたる研 修を無料で実施し、優秀な医療通訳士を養成 した。2018年に訪問したアサン医療センター (ソウル市)では、一流ホテルのロビーのよ うな国際診療センター (International Health Care Center) において、医療通訳コーディネー ターが常駐していた (写真2)。外国人患者の 病状に応じて各科の専門医が診療するときに、 英語、中国語、日本語、ロシア語、アラビア 語、モンゴル語などの医療通訳士が対応する。 優秀な医療通訳士を養成するだけでなく、国 家戦略として雇用の課題にも取り組んでいる のが印象的であった。



写真2 アサン医療センター (ASAN Medical Center: AMC) の国際診療センターの外観(韓国・ソウル)

6 医療通訳士の誕生

全国組織として2009年2月に医療通訳士協議会(Japan Association of Medical Interpreters: JAMI)が発足した。日本語のできない外国人に対して、日本人と同水準の医療を提供するために、保健医療分野に造詣の深いプロフェッショナルな医療通訳士に対する適正な報酬と身分を保障するための制度の整備に寄与し、医療通訳士の技術向上のための活動を行うことを目的としている。

全国各地では、医療機関、NGO、国際交流協会などにおいて、医療通訳者を育成するための研修プログラムが実施されている。医療通訳者の背景はさまざまである。日本人ある

いは外国人という母語と、保健医療資格の有無という2つの基軸で分けると、4象限に分類することができる(表4)²⁾。医療専門職の外国人は、日本において本国の医療資格が制限されることが少なくない。ポルトガル語、スペイン語、中国語においては外国人の非医療職の占める割合が多く、英語においては日本人の非医療職が多いという印象を受けている。また、会議通訳者や通訳案内士をしながら、必要に応じて医療通訳の仕事をする人も少なくない。

一方、2016年の段階で東海地域(愛知・三重・岐阜・静岡)では常勤の医療通訳者を雇用している公立および市立病院がすでに40近くにのぼっていた。ほとんどの場合、その人件費など雇用に関わる費用は病院側が負担している。ただ、私立病院の経営者によると、当該言語の外国人患者の入院や出産が見込まれる場合には、通訳を常勤で雇用する経済的なメリットもあるという。今後は、常勤の医療通訳者だけでなく、通訳派遣・電話通訳などの通訳派遣会社に雇用される形態が広がっていくのではないかと推察される10。

学会においては、日本国際保健医療学会、日本渡航医学会インバウンド委員会などが、外国人医療の重要性や医療通訳士の育成に積極的に取り組んできた。最終的に、2016年に設立した国際臨床医学会(ICM)が関連学会との協働のもと、厚生労働科学研究「医療通訳の認証のあり方に関する研究」の成果を踏まえて、医療通訳者制度に関するパブリックコメントを行った。医療通訳士は、試験合格

表 4 日本で活躍する医療通訳者の言語・医療の 背景²⁾

	医療職	非医療職
外国人	医師・看護師など	在住外国人 留学生
		H 1
日本人	医師・看護師など	言語スペシャリスト 会議通訳者
		国際協力経験者
		在留経験者
		通訳案内士(*)

* 通訳案内士:通訳関係の国家資格。通訳案内士法により、 通訳案内士試験に合格し、都道府県知事の登録を受けた人 をいう。登録者数約2.5万人(2018年現在)。英語、フランス語、 スペイン語、ドイツ語、中国語、イタリア語、ポルトガル語、 ロシア語、韓国語、タイ語がある。 認定者(厚生労働省が定めた「医療通訳育成カリキュラム基準」に準拠した教育を受け、 医療通訳試験に合格した者)と医療通訳に関する十分な経験と実績を有している実務者認定者から構成される。両者ともに講習会(医療安全、感染対策、医の倫理など)を受講することは必須である。認定後は、医療現場での通訳の実務、研修を経て、4年ごとに認定を更新するという仕組みである。

2020年3月に、国際臨床医学会認定医療通訳士制度が発足し、76名の「医療通訳士」が認定された。対象言語種類は10言語(英語、中国語、ポルトガル語、スペイン語、ロシア語、タイ語、ネパール語、ミャンマー語、フランス語、タガログ語)、出身の国や地域は11にのぼった(日本、中国、ロシア、マレーシア、ペルー、ブラジル、フィリピン、ネパール、タイ、アメリカ合衆国、台湾)。すでに、医療機関、外国人医療のNGO、自治体の国際交流協会などで、経験と実績を積んだ医療通訳士が多かった。

今後は、医療通訳士の雇用問題の解決のために、日本の保健医療制度の根幹である公的健康保険に、医療通訳サービスをどのように組み込むのかという課題に正面から取り組む必要がある。健康保険法の診療報酬算定方法(診療報酬点数表)に医療通訳士加算などのかたちで医療通訳サービスを組み込むことにより、医療通訳士という存在を持続可能な形で制度化することが可能になると考えられる。

7 おわりに: 国際ジュニアへの期待

日本における多文化共生時代の次世代の担い手のひとりとして、国際ジュニアに期待したい。国際ジュニアとは、日本で暮らす外国人を親に持つ子どもたち、海外で暮らす就学年齢の日本人家庭の子ども、日本の大学や大学院で勉学に励む留学生、海外の高校や大学を卒業した日本人のことをいう。日本と外国という2つの文化や言語を習得している子どもや青少年の潜在能力の高さを強調しておきたい。

以前に、群馬県太田市の外国人集住地域でインタビューした中学生は、「将来は、日本と 母国の架け橋になれるような仕事をしたい」 と語ってくれた²⁾。いまでは、多文化共生時代の職業として、医療通訳士などさまざまな分野で、国際ジュニアたちが躍動しようとしている。とくに、スポーツの世界では、野球選手、大相撲、テニス選手など、国際的な舞台で活躍している国際ジュニアの名前がすぐに浮かぶ。グローバルヘルスの世界も同様に違いない。

今後は、新たに制度化された医療通訳士だけにとどまらず、幅広く外国人医療やグローバルへルスの分野において、国際ジュニアのように多様でグローバルな背景をもつ若い人が活躍できるような教育システムを早急に準備することが必要不可欠である。

【引用文献】

- 1) 中村安秀. なぜ医療通訳士が必要なのか一わが国の現状からみた重要性と必要性. 保健の科学, 2020
- 2) 中村安秀. 医療通訳士が活躍できる社会をめざして. 自治体国際化フォーラム, 2017;338;2-4
- 3) 北野尚美ら. 外国人親をもつ子どもの家庭内被虐待の 発生頻度とその特性に関する横断調査研究. 財団法人 こども未来財団, 2011
- 4) 中村安秀, 竹迫和美. アメリカ合衆国の医療通訳の現状. 自治体国際化フォーラム, 2010;5:16-18

|著 ||者 ||略 ||歴

中村 安秀 (なかむら・やすひで)

1977年東京大学医学部卒業。小児科医。都立病院小児科、保健所勤務などを経験し、その後国際協力機構(インドネシア)、国連難民高等弁務官事務所(アフガニスタン難民医療)など途上国の保健医療活動に取り組む。ハーバード大学公衆衛生大学院研究員、大阪大学大学院人間科学研究科教授などを経て、2017年より甲南女子大学教授・大阪大学名誉教授。2009年に設立された医療通訳士協議会(JAMI)の初代会長。外国人医療や医療通訳士に関する研修・シンポジウムなどを通じて啓発活動を行ってきた。

日本WHO協会理事長、国際ボランティア学会会長。 『医療通訳士という仕事―ことばと文化の壁をこえ て』(共編、大阪大学出版会、2014)など著書多数。